



福岡県医第 1862 号 (地)
令和 4 年 10 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

リンヴォック錠30mg等の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の
変更に伴う留意事項の一部改正等について

令和 4 年 9 月 26 日付け保医発0926第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知により、
「リンヴォック錠30mg」「アイリーア硝子体内注射液 40mg/mL」「フォリルモンP
注75、同P注150」「uFSH注用75単位「あすか」、同注用150単位「あすか」」「リ
ンヴォック錠7.5mg及び同錠15mg」の保険適用上の取扱いに関する留意事項が一部
改正された旨、別添のとおり日本医師会より連絡がありました。

今回の改正は、同日付けで、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確
保等に関する法律第14条第15項の規定に基づき、効能・効果等の一部変更承認がな
されたことに伴うものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴
会会員への周知方よろしく願いいたします。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医
療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載される旨申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会 長 島田昇二郎

日医発第 1287 号（保険）
令和 4 年 9 月 29 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会 長
松 本 吉 郎
（公印省略）

リンヴォック錠 30mg 等の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う
留意事項の一部改正等について

令和 4 年 9 月 26 日付け保医発 0926 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知により、「リンヴォック錠 30mg」「アイリーア硝子体内注射液 40mg/mL」「フォルモン P 注 75、同 P 注 150」「uFSH 注用 75 単位「あすか」、同注用 150 単位「あすか」「リンヴォック錠 7.5mg 及び同錠 15mg」の保険適用上の取扱いに関する留意事項等が一部改正されましたのでお知らせ申し上げます。

今回の改正は、同日付けで、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 15 項の規定に基づき、効能・効果等の一部変更承認がなされたことに伴うものです。

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

（添付資料）

- ・ 医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について

（令和 4 年 9 月 26 日付け 保医発 0926 第 2 号 厚生労働省保険局医療課長）

保医発0926第2号
令和4年9月26日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の
一部改正等について

標記について、令和4年9月16日及び令和4年9月26日付けで医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条第15項の規定に基づき、効能・効果等の一部変更承認がなされたことに伴い、これらの医薬品に係る留意事項を下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について

(1) リンヴォック錠 30mg

本製剤を「中等症から重症の潰瘍性大腸炎の寛解導入及び維持療法（既存治療で効果不十分な場合に限る）」に用いる場合は、効能又は効果に関連する注意において「過去の治療において、他の薬物療法（5-アミノサリチル酸製剤、ステロイド、免疫調節薬又は生物製剤）による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな臨床症状が残る場合に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(2) アイリーア硝子体内注射液 40mg/mL

本製剤を「未熟児網膜症」に用いる場合は、本製剤の用法及び用量に関連する注意において「本剤投与により治療反応が得られた後に、疾患活動性の増加を示唆する所

見が認められた場合は、本剤の再投与を検討すること。」及び「本剤投与後早期に治療反応が得られない場合は、他の治療への切替えを考慮すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(3) フォリルモン P 注 75、同 P 注 150

本製剤は、性腺刺激ホルモン製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

(4) uFSH 注用 75 単位「あすか」、同注用 150 単位「あすか」

本製剤は、性腺刺激ホルモン製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

2 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項の一部改正について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 2 年 4 月 21 日付け保医発 0421 第 3 号）の記の 2 の (2) を次のように改める。

(2) リンヴォック錠 7.5mg 及び同錠 15mg

① 関節リウマチ（関節の構造的損傷の防止を含む）

本製剤の効能又は効果に関連する注意において「過去の治療において、メトトレキサートをはじめとする少なくとも 1 剤の抗リウマチ薬等による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな症状が残る場合に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

② 関節症性乾癬

本製剤の効能又は効果に関連する注意において「既存の全身療法（従来型合成疾患修飾性抗リウマチ薬等）で十分な効果が得られない、難治性の関節症状を有する患者に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

③ 強直性脊椎炎

本製剤の効能又は効果に関連する注意において「過去の治療において、既存治療薬（非ステロイド性抗炎症薬等）による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな臨床症状が残る場合に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

④ 中等症から重症の潰瘍性大腸炎の寛解導入及び維持療法（既存治療で効果不十分な場合に限る）

本製剤の効能又は効果に関連する注意において「過去の治療において、他の薬物療法（5-アミノサリチル酸製剤、ステロイド、免疫調節薬又は生物製剤）

による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな臨床症状が残る場合に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(参考：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和２年４月２１日付け保医発 0421 第３号）の記の２の（２）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
２ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (２) リンヴォック錠 7.5mg 及び同錠 15mg ① 関節リウマチ <u>(関節の構造的損傷の防止を含む)</u> 本薬剤の効能又は効果に関連する注意において「過去の治療において、メトトレキサートをはじめとする少なくとも１剤の抗リウマチ薬等による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな症状が残る場合に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。 ②・③ (略) ④ <u>中等症から重症の潰瘍性大腸炎の寛解導入及び維持療法（既存治療で効果不十分な場合に限る）</u> <u>本薬剤の効能又は効果に関連する注意において「過去の治療において、他の薬物療法（5-アミノサリチル酸製剤、ステロイド、免疫調節薬又は生物製剤）による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな臨床症状が残る場合に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>	２ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (２) リンヴォック錠 7.5mg 及び同錠 15mg ① 関節リウマチ 本薬剤の効能又は効果に関連する注意において「過去の治療において、メトトレキサートをはじめとする少なくとも１剤の抗リウマチ薬等による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな症状が残る場合に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。 ②・③ (略) (新設)